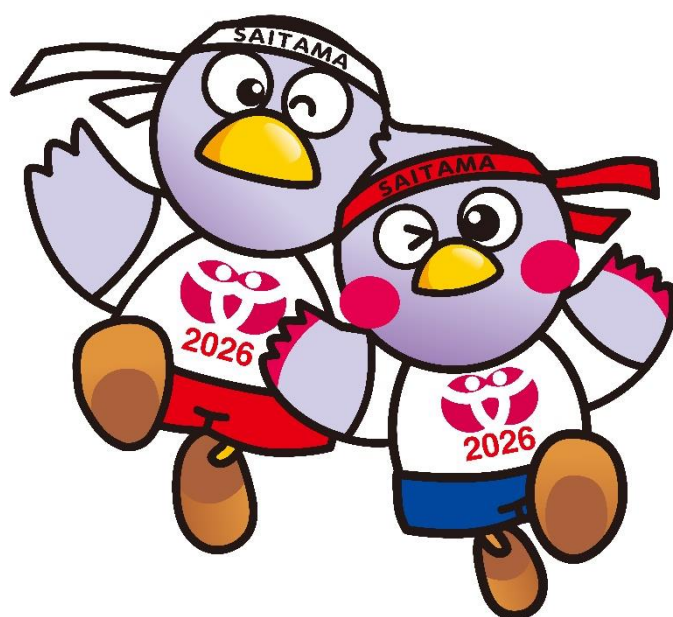


第38回全国健康福祉祭埼玉大会
ねんりんピック彩の国さいたま2026

桶川市実行委員会 設立総会・第1回総会

日時：令和7年5月29日（木）16時00分～

場所：桶川市役所3階会議室303・304・305



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

 第38回全国健康福祉祭埼玉大会

**ねんりんピック
彩の国さいたま2026**

咲き誇れ! 長寿と笑顔 彩の国

令和8年11月7日(土)～10日(火)

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会

設立総会・第1回総会目次

【設立総会】

- 1 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について・・・・・・・・・・ 4
- 2 第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会
の設立（案）・・・・・・・・・・ 6
- 3 第2号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会
会則（案）・・・・・・・・・・ 7
- 4 第3号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会
委員構成及び役員の指名（案）・・・・・・・・ 12

【第1回総会】

- 1 第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026
桶川市基本計画（案）・・・・・・・・ 16
- 2 第2号議案 令和7年度事業計画（案）・・・・・・・・ 17
- 3 第3号議案 令和7年度収支予算（案）・・・・・・・・ 18
- 4 第4号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市運営委員会
への委任事項（案）・・・・・・・・ 19
- 5 第5号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市運営委員会
委員及び役員の指名（案）・・・・・・・・ 20
- 6 第6号議案 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 令和7年度競技
主管団体準備事業補助金交付要綱（案）・・・・・・・・ 21
- 7 報告事項1 ねんりんピック彩の国さいたま 2026 開催にかかる
全体スケジュールについて・・・・・・・・ 27

設立総会

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市実行委員会

設立総会次第

- 1 開会
- 2 発起人あいさつ 桶川市長 小野 克典
- 3 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について
 - （１）全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要
 - （２）第３８回全国健康福祉祭埼玉大会の概要
 - （３）ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市の実施概要
 - （４）主な経過概要
- 4 議事
 - 第１号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市実行委員会の設立（案）について
 - 第２号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市実行委員会会則（案）について
 - 第３号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市実行委員会委員構成及び役員の指名（案）について
- 5 委嘱状交付
- 6 閉会

全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

1 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心とする各種スポーツ競技や美術展、音楽文化祭などをはじめとする文化イベント、健康づくりに関するイベントなど、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典です。

ねんりんピックは、健康及び福祉に関し、積極的かつ総合的な普及啓発活動を通じて、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として、厚生労働省創立50周年を記念して、1988年に（昭和63年）から毎年開催されています。

2 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の概要

- (1) 名 称 第38回全国健康福祉祭埼玉大会
- (2) 愛 称 ねんりんピック彩の国さいたま2026
- (3) 主 催 厚生労働省、埼玉県、さいたま市、
(一財)長寿社会開発センター
- (4) 共 催 スポーツ庁
- (5) テーマ 咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国
- (6) 会 期 令和8年11月7日（土曜日）～11月10日（火曜日）
- (7) 種 目 スポーツ交流大会（10種目）
ふれあいスポーツ交流大会（16種目）
文化交流大会（4種目）
オリジナルイベント
- (8) 参加予定人員 延べ約60万人（観客を含む）

3 ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市の実施概要

- (1) 交流大会
 - ◎ふれあいスポーツ交流大会（1種目）：インディアカ
- (2) 健康づくり教室（交流大会会場に併設）
 - ◎体力測定、健康づくりの指導や啓発等
- (3) おもてなし事業【独自イベント】（交流大会会場に併設）
 - ◎特産品紹介・販売、観光案内等

(4) 開催準備スケジュール

- ・令和５年度：インディアカ開催種目を承諾
- ・令和６年度：会場検討・決定、実施要綱（案）作成
- ・令和７年度：実行委員会設立・運営、開催要領作成、実施計画策定、
広報、リハーサル大会準備・開催
- ・令和８年度：実行委員会運営、広報、本大会準備・開催、報告書作成

４ ねんりんピック彩の国さいたま２０２６に係る主な経過概要

(令和７年５月２９日現在)

日程	経過概要
令和４年４月	厚生労働大臣から埼玉県知事に対し大会開催決定の通知
令和５年５月	第３８回全国健康福祉祭市町村担当者説明会（主催：埼玉県）
令和５年５月	第３８回全国健康福祉祭競技団体説明会（主催：埼玉県）
令和５年７月 ～８月	大会テーマを全国公募
令和６年２月	実施種目及び会場の決定通知
令和６年２月	桶川市→埼玉県知事宛に「インディアカ」の開催について承諾書を提出
令和６年３月	大会テーマの決定 咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国
令和６年３月	第３８回全国健康福祉祭埼玉大会 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６ 基本構想 発表
令和６年７月	桶川市→ふれあいスポーツ交流大会（インディアカ）実施要綱（案）を埼玉県へ提出
令和６年１０月	第３６回全国健康福祉祭とっとり大会 視察
令和７年４月	桶川市健康推進部内にねんりんピック事業推進担当を設置
令和７年５月	第３８回全国健康福祉祭埼玉大会 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６ 桶川市実行委員会 設立総会・第１回総会を開催

【設立総会 第1号議案】

**ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会の
設立~~＝(案)＝~~**

第38回全国健康福祉祭埼玉大会「ねんりんピック彩の国さいたま2026」において、桶川市で実施する種目のふれあいスポーツ交流大会及びその他関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るために、「ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会」を設立する。

【設立総会 第2号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会 会則~~＝(案)＝~~

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 組織（第4条－第9条）
- 第3章 会議（第10条－第14条）
- 第4章 会長の専決処分（第15条）
- 第5章 事務局（第16条）
- 第6章 会計（第17条－第19条）
- 第7章 解散（第20条－第21条）
- 第8章 補則（第22条－第23条）
- 附 則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第38回全国健康福祉祭埼玉大会（愛称「ねんりんピック彩の国さいたま2026」）において、桶川市で開催されるふれあいスポーツ交流大会（以下「大会」という。）及びその関連イベントを開催するにあたり、円滑な運営を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関すること。
- (3) 大会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって組織する。

2 会長は、桶川市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職者

(2) 市議会議員

(3) 市の役職者

(4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に会長のほか次の役員を置く。

(1) 副会長 3人

(2) 監事 2人

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査し、総会で報告する。

4 双方代理となる事項については、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

(任期)

第7条 役員及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会設立の日から第2条に規定する目的が達成された時までとする。ただし、委員等が就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(報酬)

第8条 委員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第9条 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額及び支給の方法については、桶川市の旅費に関する条例に準ずるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会は、次の会議を開くものとする。

- (1) 総会
 - (2) その他会長が必要と認める会議
- (補助機関)

第11条 実行委員会は第2条に規定する目的を達成するために、運営委員会を置くことができる。

(総会)

第12条 総会は、会長、役員及び委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長になる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) 運営委員会へ委任する事項に関すること。
- (6) 実行委員会の解散に関すること。
- (7) その他大会の開催運営に係る重要な事項に関すること。

(運営及び議決)

第13条 総会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

2 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わったものも含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会に委員長、副委員長及び第4条第3項の規定により委嘱した委員の属する関係団体の事務局等により構成する委員を置く。

2 委員長及び副委員長は会長が指名する。

3 委員は第4条第3項の規定により委嘱した委員の意見を聴いて、会長が指名する。

4 委員長は運営委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長

が指名した副委員長がその職務を代理する。

- 6 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長になる。
- 7 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任を受けた事項に関する事。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事。
- 8 運営委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。
- 9 運営委員会の運営及び議決については、前条の規定を準用する。
- 10 運営委員の任期、報酬等は、第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。
- 11 各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会又は運営委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため桶川市健康推進部ねりんピック事業推進担当（以下「ねりんピック事業推進担当」という。）内に事務局を置く。
- 2 事務局の所在地は、桶川市泉一丁目3番28号とする。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 実行委員会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (会計年度)
- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立

の日に始まり、翌年３月３１日までとする。

（予算及び決算）

第１９条 実行委員会の収支予算は、総会の議決によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第７章 解散

（解散）

第２０条 実行委員会は、第２条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

（残余財産の帰属）

第２１条 実行委員会が解散し、残余財産がある場合には、その残余財産は、桶川市に帰属するものとする。

第８章 補則

（解散後における事務の処理）

第２２条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせその他の事務については、ねんりんピック事業推進担当において処理する。

２ 実行委員会解散後の文書等については、健康推進部高齢介護課へ引き継ぎ、以後、同課において桶川市文書取扱規則（昭和６３年１月６日訓令第１号）の例により管理する。

（その他）

第２３条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- １ この会則は、令和７年５月２９日から施行する。
- ２ この会則は、実行委員会が解散した日限り、その効力を失う。
- ３ 第１２条第２項の規定にかかわらず、最初の総会の招集は市長が行う。

【設立総会 第3号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会 委員構成及び役員の指名―(案)―

【総会】

	総会役員	所属・役職	氏 名
1	会 長	桶川市 市長	小野 克典
2	副会長	埼玉県インディアカ協会 理事長	藤村 将行
3	副会長	桶川市議会 議長	佐藤 洋
4	副会長	桶川市 副市長	樋口 悟史
5	委 員	桶川北本伊奈地区医師会 会長	稲木 勝英
6	委 員	北足立歯科医師会桶川支部 支部長	比留間 郁男
7	委 員	桶川市薬剤師会	川田 淳一
8	委 員	桶川市インディアカ連盟 会長	相馬 誠一
9	委 員	桶川市スポーツ協会 理事長	山田 智弘
10	委 員	桶川市スポーツ推進委員連絡協議会 会長	岩崎 浩司
11	委 員	桶川市社会福祉協議会 会長	栗原 安雄
12	委 員	桶川市区長会 会長	小川 圭一
13	委 員	桶川市老人クラブ連合会 会長	大隅 俊和
14	委 員	上尾警察署 署長	片山 裕喜夫
15	委 員	桶川消防署 署長	岡田 正夫
16	委 員	桶川市商工会 会長	澁谷 光章
17	委 員	桶川市観光協会 専務理事	野本 光則
18	委 員	道の駅べに花の郷おけがわ 駅長	中村 鷹敏
19	委 員	桶川市教育委員会 教育長	岩田 泉
20	委 員	桶川市秘書室 室長	岩崎 克浩
21	委 員	桶川市企画財政部 部長	本庄 英樹
22	委 員	桶川市総務部 部長	青木 敬一
23	委 員	桶川市環境経済部 部長	天沼 貞良
24	委 員	桶川市福祉部 部長	梅津 克広
25	委 員	桶川市健康推進部 部長	稲垣 裕司
26	委 員	桶川市都市整備部 部長	瀧本 哲
27	委 員	桶川市議会事務局 局長	佐々木 有美
28	委 員	桶川市教育委員会事務局教育部 部長	島田 正弘
29	委 員	桶川市教育委員会事務局教育部 学校教育監	田中 幸子
30	監 事	桶川市代表監査委員	榎本 幸雄
31	監 事	桶川市会計管理者	松川 敬

第 1 回総会

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市実行委員会

第１回総会次第

１ 開会

２ 議事

第１号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６
桶川市基本計画（案）について

第２号議案 令和７年度事業計画（案）について

第３号議案 令和７年度収支予算（案）について

第４号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市運営
委員会への委任事項（案）について

第５号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６桶川市運営
委員会委員及び役員の指名（案）について

第６号議案 ねんりんピック彩の国さいたま２０２６
令和７年度競技主管団体準備事業補助金交付
要綱（案）について

３ 報告

報告事項１ ねんりんピック彩の国さいたま２０２６開催にかかる
全体スケジュールについて

４ 閉会

【第1回総会 第1号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市基本計画＝(案)＝

桶川市は、ねんりんピック彩の国さいたま2026が埼玉県で開催されるにあたり、ふれあいスポーツ交流大会（以下「交流大会」という。）を開催する。

1 桶川市開催の方針

(1) 人生100年時代を迎えるにあたり、健康寿命の延伸を図る取り組みを推進していくための好機ととらえ、交流大会などを通じて市民の意識高揚を図り、全国から集う方々とともに市民の健康づくり、生きがいを推進する大会とする。

(2) 全国から集う方々をおもてなしの心で対応し、桶川市の魅力を全国に発信するとともに、全ての人が記憶に残る大会とする。

2 実施主体

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会、桶川市

3 開催期間

令和8年11月7日（土曜日）～10日（火曜日）の4日間

4 交流大会の実施

種目	予定会場	参加予定人数
インディアカ	桶川サン・アリーナ	選手約666人（74チーム）
■関連事業として予定会場において、健康づくり教室・各種おもてなしイベント等を実施する。		

各種日程

種目等	11月7日 (土曜日)	11月8日 (日曜日)	11月9日 (月曜日)	11月10日 (火曜日)
埼玉県関係	総合開会式	—	—	総合閉会式
インディアカ	◎ ●	○	○ △	—

◎開始式：●監督会議：○交流大会：△表彰式

【第1回総会 第2号議案】

令和7年度事業計画—(案)—

1 各種会議の開催

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

2 先催地調査

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）視察
大会期間：令和7年10月18日（土曜日）～10月21日（火曜日）
視察予定地：岐阜市（総合開会式・総合閉会式）、各務原市（インディアカ）

3 リハーサル大会の実施

交流大会のリハーサルとして、競技大会、大会運営、健康づくり教室等を行う。
大会名：市制施行55周年ねんりんピック彩の国さいたま2026
インディアカリハーサル大会
期 間：令和7年11月2日（日曜日）
会 場：桶川サン・アリーナ
参加選手：約50人

4 大会等の開催準備

- (1) 各種計画等の策定
- (2) 種目別開催要領の策定
- (3) 桶川市実施本部の設置準備

5 広報・啓発活動

- (1) 啓発品等の配布
- (2) 各種イベント会場における広報活動の実施

6 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体、会場管理者との連絡調整
- (3) 関係機関、関係団体との連携

【第1回総会 第3号議案】

令和7年度収支予算—(案)—

1 収入の部

(単位：千円)

区分	予算額	内容
市負担金	1, 100	桶川市負担金
県補助金	1, 700	ねんりんピック彩の国さいたま実行委員会補助金
雑収入	0	預金利息等
合 計	2, 800	

2 支出の部

(単位：千円)

区分	予算額	内容
実行委員会運営事業費	900	・事務局運営費 ・総会、運営委員会等の開催経費 ・先催県視察旅費
交流大会開催準備事業費	300	・啓発グッズ等の作成
リハーサル大会実施事業費	1, 000	・リハーサル大会実施に要する経費
競技主管団体運営推進事業費	600	・競技主管団体開催準備補助金 ・競技体験会実施事業費
合計	2, 800	

【第1回総会 第4号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市運営委員会 への委任事項~~＝(案)＝~~

ねんりんピック彩の国さいたま桶川市実行委員会会則第12条第3項第5号に基づき、次の事項を運営委員会に委任する。

- 1 総務・企画に関する事項
 - ・先催地調査に関する事
 - ・リハーサル大会及び本大会実施に関する事 等
- 2 競技・式典に関する事項
 - ・競技大会及び運営に関する事
 - ・開始式に関する事 等
- 3 健康づくり教室に関する事項
 - ・健康の増進、疾病予防等の知識普及・啓発に関する事
 - ・健康相談に関する事 等
- 4 広報・観光PR・おもてなし・市民協働に関する事項
 - ・広報や観光PRグッズの作成に関する事
 - ・本市の観光PRに関する事
 - ・選手団、来訪者等へのおもてなしに関する事
 - ・市民参加に関する事 等
- 5 輸送交通・警備・防災に関する事項
 - ・県の輸送計画への協力
 - ・観客等の輸送・交通に関する事
 - ・会場の警備・防災に関する事 等
- 6 医事・衛生に関する事項
 - ・会場の救護所の設置に関する事 等
- 7 その他会務に必要な事項

【第1回総会 第5号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市運営委員会
委員及び役員の指名—(案)—

	役職	選出区分	団体名等
1	委員長	市行政	桶川市健康推進部 部長
2	副委員長	競技主管団体	埼玉県インディアカ協会
3	副委員長	市行政	桶川市環境経済部 部長
4	副委員長	市行政	桶川市教育委員会事務局教育部 部長
5	委 員	競技主管団体	桶川市インディアカ連盟 会長
6	委 員	スポーツ関係	桶川市スポーツ推進委員連絡協議会
7	委 員	社会福祉関係	桶川市社会福祉協議会 事務局長
8	委 員	自治会関係	桶川市老人クラブ連合会
9	委 員	商工関係	桶川市商工会 事務局長
10	委 員	商工関係	桶川市観光協会 専務理事
11	委 員	商工関係	道の駅べに花の郷おけがわ
12	委 員	市行政	桶川市秘書室 秘書広報課長
13	委 員	市行政	桶川市企画財政部 企画調整課長
14	委 員	市行政	桶川市総務部 自治振興課長
15	委 員	市行政	桶川市環境経済部 安心安全課長
16	委 員	市行政	桶川市環境経済部 産業観光課長
17	委 員	市行政	桶川市福祉部 社会福祉課長
18	委 員	市行政	桶川市健康推進部 高齢介護課長
19	委 員	市行政	桶川市健康推進部 健康増進課長
20	委 員	市行政	桶川市都市整備部 道路河川課長
21	委 員	市行政	桶川市教育委員会事務局教育部 学校支援課長
22	委 員	市行政	桶川市教育委員会事務局教育部 生涯学習・スポーツ推進課長

【第1回総会 第6号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026

令和7年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱~~（案）~~

（趣旨）

第1条 ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市実行委員会（以下「委員会」という。）は、桶川市で開催するふれあいスポーツ交流大会の円滑な運営を図るため、令和7年度に競技主管団体が行う準備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

（補助金の交付の対象）

第2条 補助対象経費及び補助率などは、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付申請）

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、委員会会長（以下「会長」という。）の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第4条 会長は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定が正しいか等を調査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかにその旨を補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）に通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 会長は、補助金を交付することが不適切と認めたときは、速やかにその旨を書面により補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第5条 会長は、補助金の交付の決定をする場合、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費又は執行計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、会長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に規定する条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定団体は、第4条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受領した日から30日以内において書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第7条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り 消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この 限りでない。

2 前項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときとは、次の各号 のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災地変等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(2) 交付決定団体が補助事業を遂行するために必要な手段を使用することができないとき

(3) その他の事由により補助事業を遂行することが困難なとき。

3 会長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要とな った事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金を交付することが できる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する 経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支 払いに要する経費

4 会長は、第1項の規定による処分をした場合は、速やかにその旨を書面によ り補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 交付決定団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その

他会長の指示及び処分に従って、補助事業を行わなければならない、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請等）

第9条 交付決定団体は、補助事業の内容、経費又は計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 変更後の事業計画書（様式第2号）
- （2） 変更後の収支予算書（様式第3号）
- （3） その他会長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業中止（廃止）申請書（様式第6号）を会長に提出してその承認を受けなければならない。

3 交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行状況を記録した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 会長は、第1項若しくは第2項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合は、その内容を調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第7号）もしくは補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

5 会長は、補助金の交付決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（状況報告書等）

第10条 交付決定団体は、必要に応じ補助事業の遂行状況を会長に報告しなければならない。

2 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じその職員に交付決定団体の書類、帳簿その他の関係書類を検査させ、又はその関係者に質問させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第11条 会長は、交付決定団体の報告等により、当該補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該交付決定団体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 会長は、交付決定団体が前項の命令に違反したときは、交付決定団体に対し、

当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、当該補助事業が完了したとき、若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(様式第9号)に次ぎに掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 証拠書類の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早く到来する日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定額(返還額)通知書(様式12号)により当該交付決定団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 会長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これを適合させるための措置をとるべきことを交付決定団体に対して命ずることができる。

(補助金の交付の時期)

第15条 補助金は、第13条の規定により確定した額を補助事業完了後に交付するものとする。

- 2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第13号)を会長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長が補助事業の目的又は内容の性格上その補助事業等の完了前に交付することが適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払の方法により補助事業の完了前に交付することができる。
- 4 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第14号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定団体に対し、補助金返還命令書（様式 15 号）により期限を定めてその超過額の返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付決定団体に対し、補助金返還命令書（様式 15 号）により期限を定めてその超過金額の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 18 条 交付決定団体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

別表（第２条関係）

事業区分	補助の対象	補助限度額
	経費	
競技主管団体 準備事業	1 第３７回全国健康福祉祭ぎふ大会及び全国健康福祉祭に類似する大会の視察調査に要する経費 2 審判員等の養成に要する経費 3 委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費 4 競技体験会の実施に要する経費 5 その他交流大会の準備に要する経費	左欄に掲げる経費の合計の１０分の１０以内とし、１競技主管団体につき、６００，０００円を限度とする。

備 考

補助対象経費の詳細については会長が別に定める。

算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【報告事項1】

ねんりんピック彩の国さいたま2026開催にかかる全体スケジュールについて

	令和7年度												令和8年度																	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
実行委員会	■設立総会・第1回総会						■第1回運営委員会（予定）						■第2回運営委員会（予定）						■第2回総会（予定）						■第3回総会（予定） （解散総会）					
													■第3回運営委員会（予定）						■第4回運営委員会（予定）											
事務局	★発足						■ねんりんピック岐阜2025視察 10/18～21																		★解散準備					
							■リハーサル大会 11/2																		◇大会報告書作成					
	◇R7補助金要綱												◇健康づくり教室実施計画						◇R8補助金要綱											
	◇基本・事業計画												◇おもてなし・観光PR等実施計画						◇輸送計画											
							◇広報実施計画						◇式典実施計画						◇種目プログラム											
							◇リハーサル大会実施計画						◇医療救護計画																	
							◇交流大会実施計画						◇ねんりんピック岐阜2025報告																	
							◇種目開催要項						◇ボランティア募集要項																	
	ねんりんピック彩の国さいたま2026																													
	広報啓発グッズ、ポスター、リーフレット等の作成、HP更新、広報PR活動の実施																													

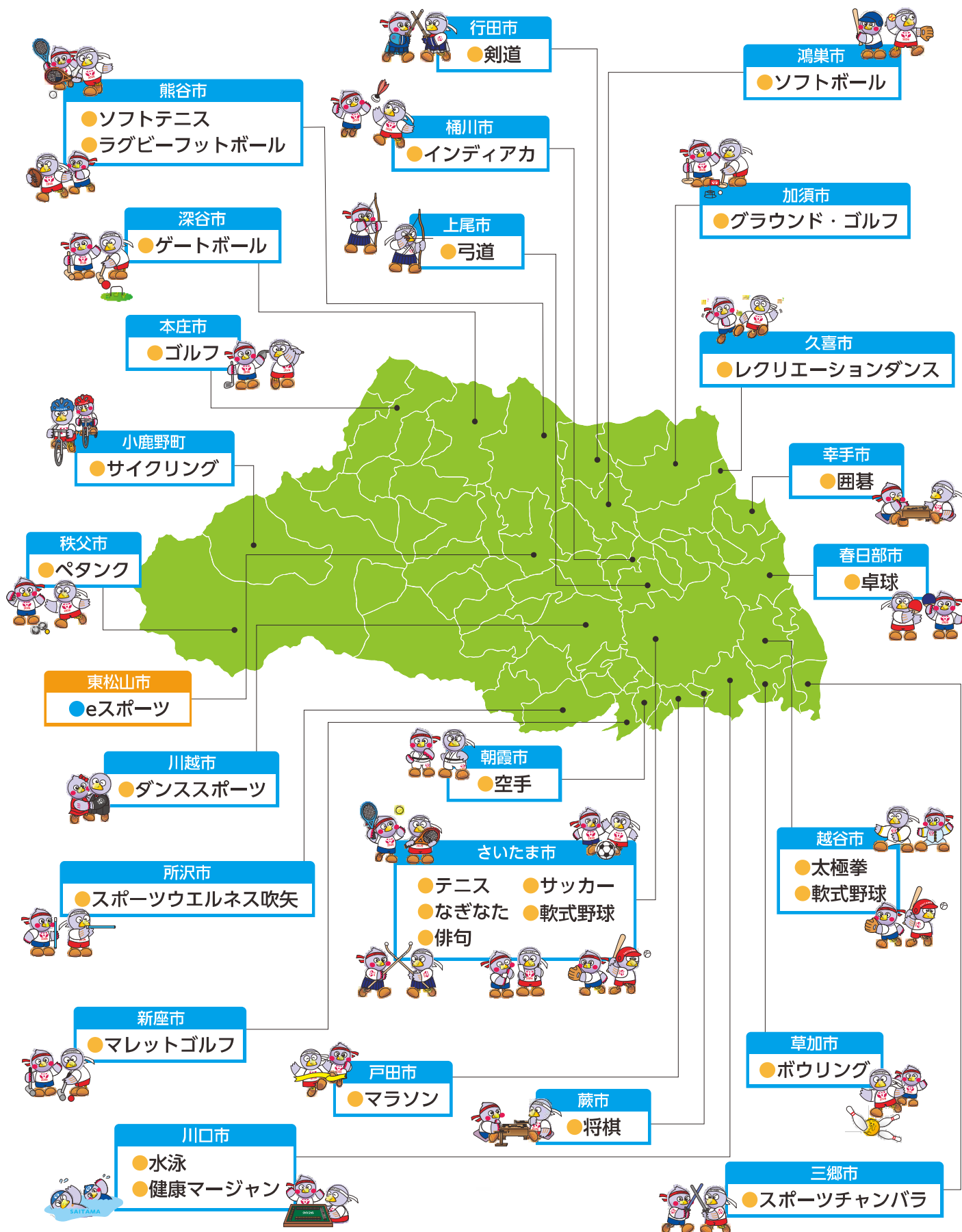
交流大会開催種目一覧

区 分	種 目	会 場 地
スポーツ交流大会 (10種目)	卓 球	春日部市
	テ ニ ス	さいたま市
	ソ フ ト テ ニ ス	熊谷市
	ソ フ ト ボ ー ル	鴻巣市
	ゲ ー ト ボ ー ル	深谷市
	ペ タ ン ク	秩父市
	ゴ ル フ	本庄市
	マ ラ ソ ン	戸田市
	弓 道	上尾市
	剣 道	行田市
ふれあいスポーツ 交流大会 (16種目)	グラウンド・ゴルフ	加須市
	太 極 拳	越谷市
	サ ッ カ ー	さいたま市
	な ぎ な た	さいたま市
	水 泳	川口市
	ダ ン ス ス ポ ー ツ	川越市
	ボ ウ リ ン グ	草加市
	ラグビーフットボール	熊谷市
	イ ン デ ィ ア カ	桶川市
	マ レ ッ ト ゴ ル フ	新座市
	サ イ ク リ ン グ	小鹿野町
	軟 式 野 球	さいたま市、越谷市
	スポーツウエルネス吹矢	所沢市
	スポーツチャンバラ	三郷市
	空 手	朝霞市
	レクリエーションダンス	久喜市
文化交流大会 (4種目)	囲 碁	幸手市
	将 棋	蕨市
	俳 句	さいたま市
	健 康 マ ー ジ ャ ン	川口市
計	30種目	24市町

オリジナルイベント

e ス ポ ー ツ	東 松 山 市
-----------	---------

競技種目及び会場地一覧





桶川市マスコットキャラクター

「オケちゃん」